

1. 環境基準

環境基本法

第三節 環境基準

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2～4 略

(1) 大気汚染に係る環境基準

①大気汚染に係る環境基準

二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	オゾンとして、8時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が 0.04ppm 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

③微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
---------	---

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3(24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法 (ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラ

		インを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
3. 海域について、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	水道1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	20CFU/ 100ml 以下	第1の2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	300CFU /100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	1,000CFU/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2 mg/l 以上	—	
測 定 方 法		規 格 K0102-112 に 定める方法又 はガラス電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の得 られる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	付表 8 に掲げる 方法	規格 K0102- 121.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定める方法又 は隔膜電極若し くは光学式セン サを用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	規格 K0102-55.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定める方法 (た だし、試料採取後直 ちに試験ができない ときは、0～5℃ (凍 結させない) の暗所 に保存し、9 時間以 内に試験することが 望ましく、12 時間 以内に試験する。)	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100ml以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300 CFU/100ml以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然採掘等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの
 - 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行なうもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行なうもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（３）地下水水質に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トラン

		ス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 騒音に係る環境基準

時間区分		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	地 域
A	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第 1 種低層住居専用地域
	2 車線以上の道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	第 1 種中高層住居専用地域
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	第 2 種中高層住居専用地域
B	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第 1 種住居地域
	2 車線以上の道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	第 2 種住居地域
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	準住居地域

C	一 般 地 域	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で 用途地域の定められていない地域
	道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件	
	検 液 中 濃 度	農 用 地 基 準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下	米 1kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	
有機リン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下	
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	農用地(田に限る)において土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅		農用地(田に限る)において土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下	
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下	
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下	
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下	
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下	
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下	
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下	
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下	
ほう素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下	
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下	

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(6) ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。